

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和6年 第4回海老名市議会定例会 概要資料



子供たちの笑顔輝くえびな
～EBINA スポレクフェスタ・EBINA CITY LIGHTS 点灯式～



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和6年第4回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期17日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
12月 2日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月 6日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時00分
12月 9日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月10日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月12日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
12月13日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
12月16日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
12月18日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

忘れない、被災地への思いと災害への備え



【案件一覧】

■ 日程 18 件			
条例 4 件			頁
1	議案第70号	海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3
2	議案第71号	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について	5
3	議案第72号	海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について	6
4	議案第73号	海老名市コミュニティ防災センター条例の廃止について	7
指定管理 3 件			頁
5	議案第74号	指定管理者の指定について（海老名市有料自転車等駐車場）	8
6	議案第75号	指定管理者の指定について（海老名駅自由通路及び海老名中央公園）	9
7	議案第76号	指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市立わかば会館）	10
市道 2 件			頁
8	議案第77号	市道の路線廃止について（市道615号線ほか2路線）	11
9	議案第78号	市道の路線認定について（市道615号線ほか3路線）	13
財産 1 件			頁
10	議案第79号	土地の無償貸付について（海老名市役所南側公私連携型保育所敷地）	16
人事 4 件			頁
11	議案第80号	海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（藤吉ひとみ氏）	18
12	議案第81号	海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（猪熊政喜氏）	18
13	議案第82号	海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（海老名司郎氏）	19
14	議案第83号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（松樹俊弘氏）	19
補正予算 4 件			頁
15	議案第84号	令和6年度海老名市一般会計補正予算（第7号）	20
16	議案第85号	令和6年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	28
17	議案第86号	令和6年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	29
18	議案第87号	令和6年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	30

■ 議案

【条例 4 件】

1 議案第70号 海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

【改正理由】

人事院勧告における「多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現」に係る提言等を踏まえ、フレックスタイム制勤務を導入し、公務能率の向上を目指すもの。また、各種制度における配偶者の定義にパートナーシップ宣誓者を追加するため、令和6年5月に公布された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえた各種休暇制度等の充実等を図りたいもの

【改正内容】

改正対象となる条例

- (1) 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (2) 海老名市一般職の職員の給与に関する条例
- (3) 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (4) 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例
- (5) 海老名市一般職の職員の旅費に関する条例

【主な改正箇所】

条例名	該当箇所	項目名	概要
職員の勤務時間、休暇等に関する条例	第3条第1項・第3項	週休日及び勤務時間の割振り等	フレックスタイム制導入に伴う週休日及び勤務時間の割振り等
	第4条第1項		前条改正に伴う文言整理
	第5条第1項・第3項	週休日の振替等	フレックスタイム制導入に伴う週休3日目の場合について追加
	第6条第3項	休憩時間	フレックスタイム制の導入に伴い、法律記載の形式に修正
	第9条の3第1項・第2項	育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務	早出遅出勤務の拡充(規則改正による表現の修正。内容の改正はなし)
	第9条の4第1項	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限	配偶者の定義に事実婚者とパートナーシップ宣誓者を追加
	第9条の4第2項～第4項		所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
	第12条	休暇の種類	子育て部分休暇(無給)の新設
	第17条第1項	介護休暇	パートナーシップ宣誓者追加等に伴う文言の整理
	第17条の3	子育て部分休暇	子育て部分休暇(無給)の新設
	第18条	給与の減額	子育て部分休暇の新設に伴う対象追加
	第19条	病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間の承認	子育て部分休暇の新設に伴う対象追加

条例名	該当箇所	項目名	概 要
職員の給与に関する条例	第6条第4項	給料の支給方法	フレックスタイム制導入に伴う週休日の定義に週休3日目の概念を追加
	第7条第2項第1号	扶養手当	パートナーシップ宣誓者追加等に伴う文言の整理
	第12条第4項・第5項	時間外勤務手当	フレックスタイム制導入に伴う整理
	第13条第1項	休日勤務手当	フレックスタイム制導入に伴い週休日の定義に週休3日目の概念を追加
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	第6条	フルタイム会計年度任用職員の給料の支給	フレックスタイム制導入に伴う週休日の定義に週休3日目の概念を追加
職員の育児休業等に関する条例	第2条の3第2号	育児休業法第2条第1項の条例で定める日	パートナーシップ宣誓者追加等に伴う文言の整理
	第23条第3項	部分休業の承認	法改正による読み替え修正
職員の旅費に関する条例	第2条第8号	用語の意義	パートナーシップ宣誓者追加等に伴う文言の整理

※その他、軽易な文言整理等

【主な改正の概要】

項 目	概 要
フレックスタイム制勤務の導入	1日の勤務時間を、一定の勤務ルールの下で柔軟に設定することができるもの（主なルール等） 勤務を割り振れる時間（5時30分～19時30分、ただし共通の勤務時間（コアタイム）設定）、設定次第では週休3日の取得も可能、条件等：業務に支障のないこと、他の職員とのバランスに配慮したうえ、所属長の承認を得ること等
育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の拡充	小学生及び未就学児を養育する職員又は介護を行う職員が勤務の前後2時間について時差勤務とすることができるように拡充するもの （改正前）勤務の前後30分について時差勤務可能
子育て部分休暇（無給）の新設	小学生を養育する職員についても、部分休業制度と同様の休暇（無給）を取得できるように休暇制度を新設するもの （対象職員） ○小1～小3の子を養育する職員 ○障がい等がある小1～小6の子を養育する職員
各種制度における多様性への配慮	○各種休暇等制度等における配偶者の定義について、「パートナーシップ宣誓者」を追加するもの。また、「男性」又は「妻」の表現を「配偶者」に改正するもの ○扶養手当、住居手当及び単身赴任手当を支給できる配偶者の定義について「パートナーシップ宣誓者」を追加するもの
休憩時間を短縮できる場合の要件の追加	休憩時間を45分に短縮できる場合の要件に、「障がい者職員で必要と認められる場合」を追加するもの 【参考】他の短縮可能要件 ○小学生以下の子を育てる又は介護する場合 ○妊娠中の混雑緩和など
所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大	未就学児を養育する職員について、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能となるよう制度を拡大するもの （改正前）3歳に満たない子を養育する職員

【施行期日】

令和7年4月1日

2 議案第71号 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の保育料を定める条例の一部改正に ついて

【改正理由】

近年の物価高騰により、食材費においても影響を受けており、国の公定価格が引き上げられていることから、公立保育園給食費（副食費）も公定価格と合わせて値上げを行うため、その上限を引き上げるもの

【改正内容】

保育園給食費の副食費について、公定価格（1人あたりの副食費免除加算）が令和5年度に4,500円から4,700円、さらに令和6年4月から4,800円へ引き上げられたことに伴い、以下のとおり改正する

給食費		現行（R1.10～R7.3）	改正後（R7.4～）
主食費	上限額（条例）	3,000円	3,000円
	徴収額（規則）	1,000円	1,000円
副食費	上限額（条例）	4,500円 ※公定価格に準じた額	4,800円 ※公定価格に準じた額
	徴収額（規則）	4,500円	4,800円

【施行期日】

令和7年4月1日



給食のイメージ

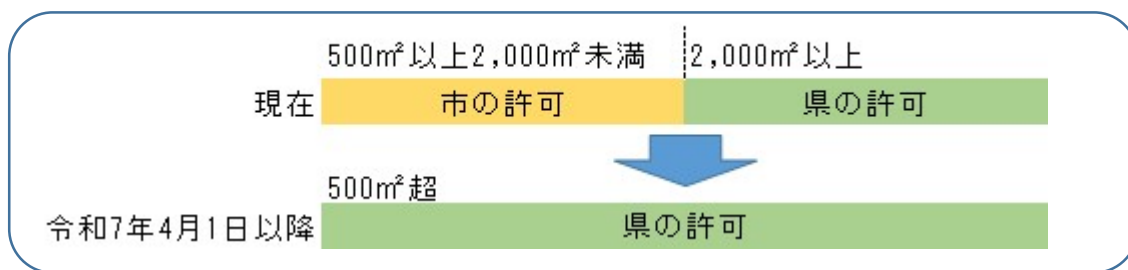
3 議案第72号 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について

【廃止理由】

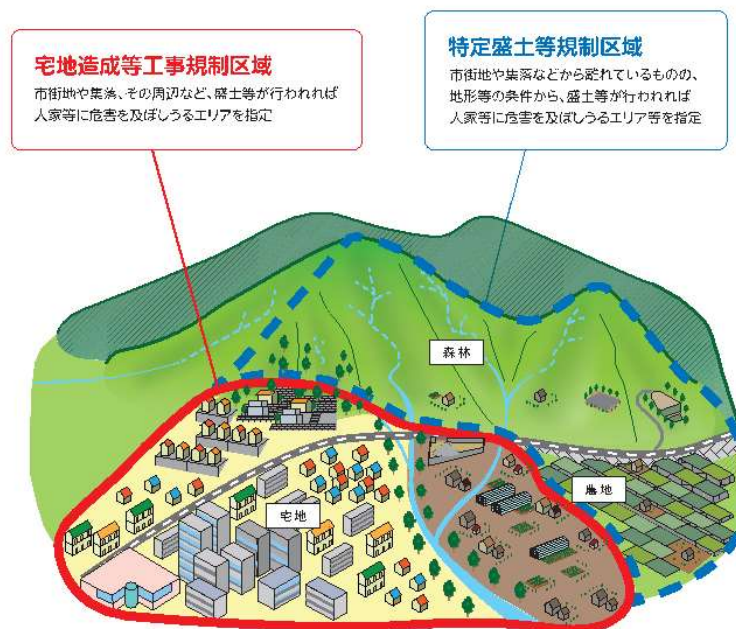
令和3年度の熱海市における大雨による大規模な土石流発生事故を受け、令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されたことに伴い、神奈川県が同法に基づく規制に関する区域指定を行うにあたり、本市条例と県条例の許可範囲が重複することになるため、本条例を廃止するもの

【概要】

海老名市内における 500 m²以上の土地の埋立て等について、神奈川県との区域指定の範囲となり、指定後は県の許可が必要となる。



～規制区域のイメージ（※海老名市全域が対象）～



【附 則】

施行期日：令和7年4月1日

経過措置：廃止条例施行前に行った許可に係る行為等への適用については、なお従前の例による。

4 議案第73号 海老名市コミュニティ防災センター条例の廃止について

【廃止理由】

海老名市コミュニティ防災センターは、昭和 59 年に海老名市消防署南分署に併設し完成、市民が地域活動を通じて相互の交流を深めながら、地震等災害時における被害防止、火災予防の徹底等を図り、地域福祉の増進と安全なまちづくりに寄与するという目的で設置したものであるが、公共施設再編(適正化)計画において「利用状況が少なく限定されていること、業務スペースと分離されていないため、セキュリティ確保や資機材管理などの面で問題があることから、利用者と合意形成を図ったうえで施設を廃止し、利用については、近隣施設の会議室等で吸収する」とされていることから、南分署の移転に伴い、本条例を廃止するもの

【内 容】

1 廃止となる施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市コミュニティ防災センター	海老名市上河内 175 番地の 1 (海老名市消防署南分署施設内)

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日



【消防署南分署】

【指定管理 3 件】

5 議案第74号 指定管理者の指定について
(海老名市有料自転車等駐車場)

【趣 旨】

海老名市有料自転車等駐車場について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

No.	施設名	位 置
1	海老名駅東口第2有料自転車駐車場	中央三丁目1491番地1先
2	海老名駅東口第3有料自転車駐車場	中央一丁目 1148番地
3	海老名駅西口第1 有料自転車駐車場	扇町 1076番地1
4	海老名駅西口第2有料自転車駐車場	扇町 115番
5	海老名駅西口第3有料自転車・原動機付自転車駐車場	上郷 762番地
6	海老名駅西口第4有料自転車・原動機付自転車駐車場	めぐみ町 1154番地

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：小田急電鉄・NCD共同企業体

代表団体 小田急電鉄株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目 28 番 12 号

構成団体 NCD株式会社

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

自転車等駐車場位置図



6 議案第75号 指定管理者の指定について (海老名駅自由通路及び海老名中央公園)

【趣 旨】

海老名駅自由通路及び海老名中央公園について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名駅自由通路	海老名市めぐみ町 507 番地の1
海老名中央公園	海老名市中央一丁目 291 番地の3

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：海老名指定管理グループ

代表団体 小田急電鉄株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目 28 番 12 号

構成団体 ①株式会社小田急ビルサービス

②株式会社小田急エージェンシー

③相鉄企業株式会社

④株式会社小田急S Cディベロップメント

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）



7 議案第76号 指定管理者の指定の期間の変更について (海老名市立わかば会館)

【変更理由】

わかば会館は、障がい児等を対象に療育を提供する「わかば学園」、身体障がい者や知的障がい者を対象とした障がい福祉サービスを提供する「わかばケアセンター」の他、相談支援事業所や地域活動支援センター機能、更に貸館機能を有する施設としてきたが、今後、子どもに特化した事業を展開することとしており、その事業内容についてさらなる検討が必要であり、その検証等に時間を要するため

【変更内容】

指定管理期間 2年間延長

(現 行) 平成30年4月1日～令和7年3月31日(7年間)



(変更後) 平成30年4月1日～令和9年3月31日(9年間)

※今回が2回目の期間延長(1回目:令和4年第4回定例会にて議決)

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市立わかば会館	海老名市中新田383番地の1

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称: 社会福祉法人県央福祉会

住所: 大和市柳橋5丁目3番1号



【市道 2 件】

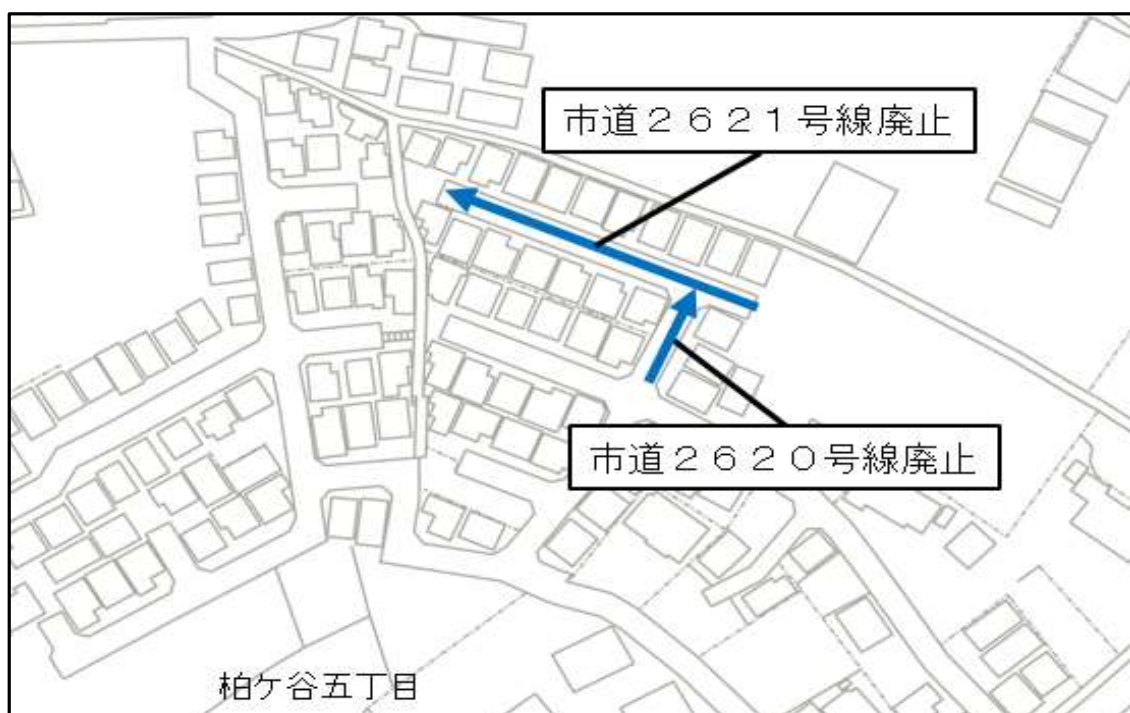
8 議案第77号 市道の路線廃止について（市道615号線
ほか2路線）

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	廃止理由
1	615	門沢橋一丁目124番1地先 └ 本郷字下河内5134番2地先	2.00 └ 12.60	566.77	一部払下げのため
2	2620	柏ヶ谷五丁目386番26地先 └ 柏ヶ谷五丁目386番45地先	6.00 └ 10.27	24.10	開発事業による道路新設の認定に伴う路線整理
	2621	柏ヶ谷五丁目386番25地先 └ 柏ヶ谷五丁目386番39地先	6.00	72.85	開発事業による道路新設の認定に伴う路線整理

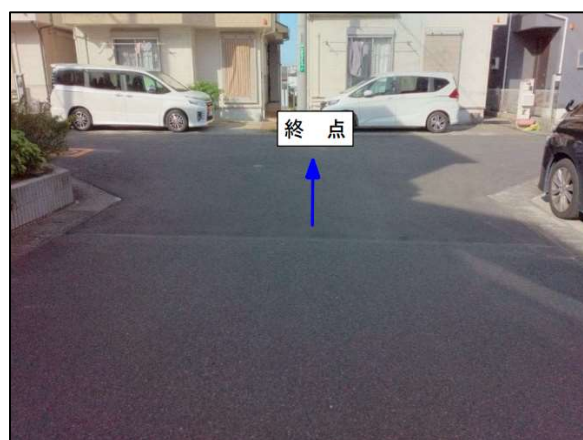
案 内 図



案 内 図



市道 2620 号線



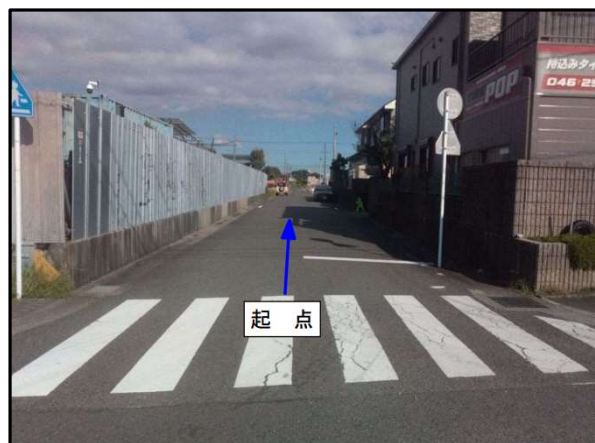
市道 2621 号線



9 議案第78号 市道の路線認定について（市道615号線 ほか3路線）

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	6 1 5	門沢橋一丁目86番7地先 } 本郷字下河内5134番2地先	2.00 } 12.60	484.49	一部払下げに伴う再認定
2	2 6 2 0	柏ヶ谷五丁目386番26地先 } 柏ヶ谷五丁目386番39地先	6.00 } 10.27	86.00	開発事業による道路新設の認定に伴う路線整理
	2 6 2 1	柏ヶ谷五丁目386番28地先 } 柏ヶ谷五丁目385番20地先	6.00 } 25.05	87.70	開発事業による道路新設の認定に伴う路線整理
3	2 7 7 3	中新田四丁目1048番3地先 } 中新田一丁目2302番8地先	8.92 } 27.64	57.93	県道43号藤沢厚木の移管

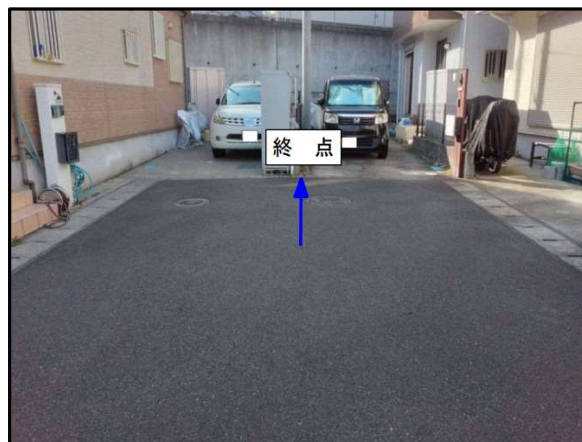
案 内 図



案 内 図



市道 2620 号線



市道 2621 号線



案 内 図



【財産 1 件】

10 議案第79号 土地の無償貸付について（海老名市役所南側
公私連携型保育所敷地）

【趣 旨】

市役所南側芝生広場への公私連携型保育所の設置について、園舎のリース会社と保育事業者が決定したので、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、土地の無償貸付について、議会の議決を求めるもの

【無償貸付の内容】

○相手方

（1）建物所有者

神奈川県厚木市中町4丁目8番9号 トラストワンビル11
立川ハウス工業株式会社 厚木営業所

（2）保育事業者

神奈川県厚木市旭町3丁目7番3号
社会福祉法人新考会

○土地の所在及び面積

所在 海老名市勝瀬175番地の1の一部
面積 772.14平方メートル

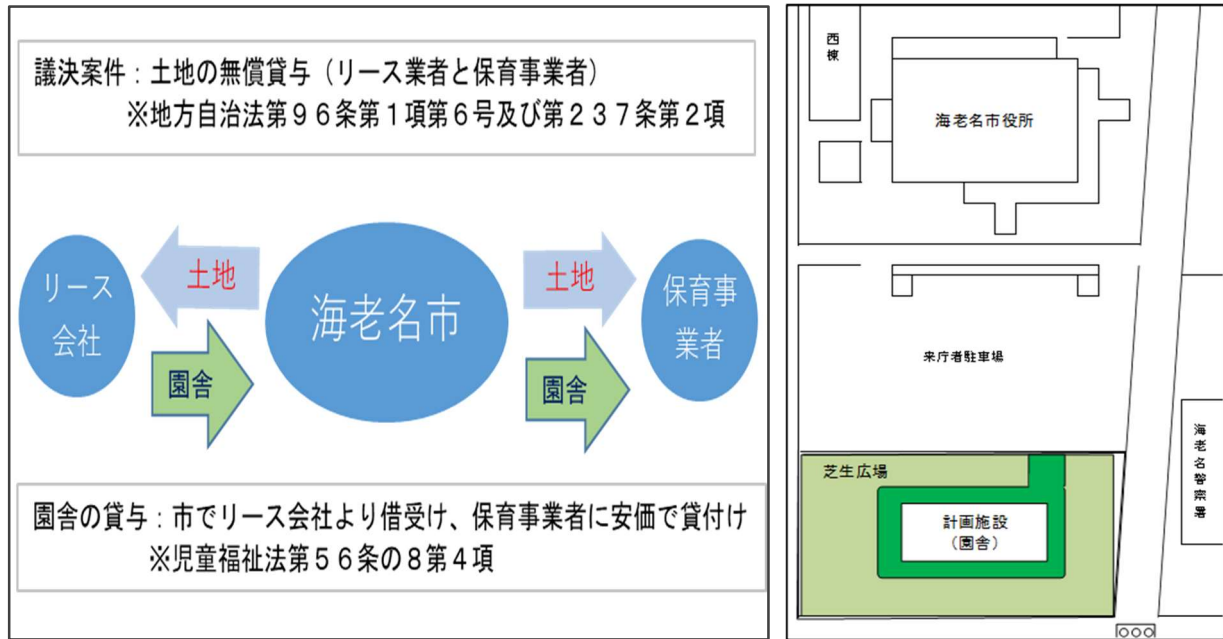
○期間

契約又は協定の締結の日から令和17年8月31日まで

【無償貸付の目的】

児童福祉法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所を海老名市役所南側（芝生広場）に設置することについて、本市とリース会社とで園舎の賃貸借契約を締結したところであるが、今後、リース会社が建築する当該園舎を本市において賃借し、さらに、当該園舎を同項の規定により指定された公私連携保育法人（保育事業者）に貸し付けることに伴い、当該保育所の敷地となる上記の土地を、建築した園舎を所有するリース会社及び保育事業者に無償で貸し付けたいため

～事業イメージと位置参考図～



【参 考】

○地方自治法抜粋（第96条第1項第6号、第237条第2項）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（6）条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

○児童福祉法抜粋（第56条の8）

第56条の8 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるものを、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（公私連携保育法人）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、協定を締結しなければならない。

4 市町村長は、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

5 前項の規定は、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

～今後のスケジュールについて～

- | | |
|-----------|---|
| (1) 保育事業者 | ア 協定締結（令和6年12月以降）
イ 公私連携保育法人の指定（令和6年12月以降） |
| (2) リース会社 | 土地の無償貸付の契約締結 令和7年8月末園舎完成 |
| (3) 神奈川県 | 令和7年9月末設置認可予定 |

【人事 4件】

11 議案第80号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて（藤吉ひとみ氏）

現委員の平井照江氏が令和6年12月13日に任期満了を迎えるにあたり、新たに藤吉ひとみ氏を任命することについて同意を求めるもの

【任命したい者】

氏 名 : 藤吉 ひとみ（ふじよし ひとみ）

任 期 : 4年（令和6年12月14日～令和10年12月13日）

12 議案第81号 海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて
（猪熊 政喜氏）

現委員の猪熊政喜氏が令和6年12月19日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再選任することについて同意を求めるもの

【再選任したい者】

氏 名 : 猪熊 政喜（いのくま まさき）

任 期 : 3年（令和6年12月20日～令和9年12月19日）

**13 議案第82号 海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて
(海老名 司郎氏)**

現委員の海老名司郎氏が令和6年12月19日に任期満了を迎えるにあたり、
同氏を再選任することについて同意を求めるもの

【再選任したい者】

氏 名 : 海老名 司郎 (えびな しろう)

任 期 : 3年 (令和6年12月20日～令和9年12月19日)

**14 議案第83号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
 について (松樹 俊弘氏)**

現委員の松樹俊弘氏が令和7年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏
を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏 名 : 松樹 俊弘 (まつき としひろ)

任 期 : 3年 (令和7年4月1日～令和10年3月31日)

【予算関係 4 件】

15 議案第84号 令和6年度海老名市一般会計補正予算
(第7号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 31億9,636万7千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 573億8,708万7千円とするもの

■内容

☆法人市民税法人割については、想定よりも市内企業の業績が堅調に推移したことから増額します。

☆「ふるさと納税」事業について、想定を上回る寄附をいただいていることから、返礼品等の予算を増額します。

☆令和6年8月30日に発生した台風第10号の影響により、民地斜面が崩落し市道1号線が寸断されたことを踏まえ、今後の市道1号線における整備方針を検討すること及び崩落した法面に対して緊急的に補強工事を実施します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前: 54,190,720 千円・補正額: 3,196,367 千円・補正後: 57,387,087 千円

(1) 歳入

・法人市民税法人税割	688,000 千円
・障がい者自立支援給付費（国庫支出金）	152,978 千円
・ふるさと振興事業指定寄附	360,000 千円
・決算に伴う純繰越	1,450,618 千円
・デジタル基盤改革支援補助金	82,152 千円
・市債	144,900 千円
・その他	317,719 千円

合計	3,196,367 千円
----	--------------

(2) 歳出

① 充実して暮らせるまち	82,152 千円
--------------	-----------

◇自治体情報システム標準化に向けたシステム改修等の実施 82,152 千円

国が定めた情報システム標準化基本方針に従って、健康管理システムの標準化及びガバメントクラウド接続回線を構築することに伴う増額

○委託料（システム関連） 82,152 千円

② 健やかに暮らせるまち	72,468 千円
--------------	-----------

◇中新田保育園の外装改修工事 72,468 千円

中新田保育園（既存棟）における園児の安全な保育環境を維持するため老朽化した園舎、付帯設備等について改修工事を実施することに伴う増額

○委託料（監理） 3,883 千円

○工事請負費（補修工事（資産・単独）） 68,585 千円

③ にぎわいがあり自然に優しいまち	176,560 千円
-------------------	------------

◇ふるさと納税返礼品事業の充実 176,560 千円

ふるさと納税返礼品事業の9月までの寄附実績が想定以上に好調であり、年末に向けて例年寄附の増加が予想されることに伴う増額

○委託料（事務委託） 176,560 円

【ふるさと納税振興寄附金】

9月末実績額	214,068 千円
今後の収入見込額	845,932 千円
当初予算額	700,000 千円
予算不足額	360,000 千円
歳入補正額	360,000 千円

【ふるさと納税返礼品事業】

8月末執行額	74,162 千円
今後の執行見込額	451,838 千円
当初予算額	349,440 千円
予算不足額	176,560 千円
歳出補正額	176,560 千円

④ 便利で快適に暮らせるまち	45,600 千円
----------------	-----------

◇市道 1 号線の整備方針の検討及び法面補強工事の実施	45,600 千円
-----------------------------	-----------

令和 6 年 8 月 30 日に発生した台風第 10 号の影響により、民地斜面が崩落し、市道 1 号線が寸断されたことを踏まえ、今後の市道 1 号線における整備方針を検討すること及び崩落した法面に対して緊急的に補強工事を実施することに伴う増額

○委託料（コンサル）	17,600 千円
（その他（資産外））	5,500 千円
○工事請負費（資産・単独）	22,500 千円

⑤ 豊かな学びを育むまち	40,000 千円
--------------	-----------

◇利用率上昇等に伴う学童保育クラブ補助金の増額	40,000 千円
-------------------------	-----------

共働き世帯等が増えたことにより、学童保育クラブの利用率が上昇し、受入児童数が増加したことなどに伴う増額

○負担金、補助及び交付金	
（補助金・交付金（資産外））	40,000 千円

⑥ その他	2,779,587 千円
-------	--------------

◇燃料高騰等に伴い不足する光熱費の増額	21,589 千円
◇他会計繰出金	124,000 千円
◇過年度国庫支出金、県支出金返還金	242,360 千円
◇基金積立金	1,695,880 千円

（内訳）

基金名	積立額	年度末予定現在高
財政調整基金	828,527 千円	2,700,760 千円
新まちづくり基金	301,849 千円	1,300,963 千円
公共施設等あんしん基金	203,593 千円	3,014,909 千円
応援まごころ基金	361,058 千円	1,184,007 千円
情報システム基金	826 千円	745,102 千円
森林環境譲与基金	27 千円	28,866 千円

◇その他 695,758 千円

- ・コミュニティセンター等維持管理運営経費 10,674 千円
- ・障がい者自立支援給付費等事業費 376,120 千円
- ・子ども医療費助成事業費 70,098 千円
- ・後期高齢者医療関係経費 24,458 千円
- ・生活保護費支給事業費 62,600 千円
- ・乳幼児等予防接種事業費 70,000 千円 等

合計 3,196,367 千円

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

①健康管理システム標準化作業委託 43,200 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

②海老名市立中新田保育園既存棟外装改修工事 72,468 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

③市道 1 号線整備方針検討業務委託

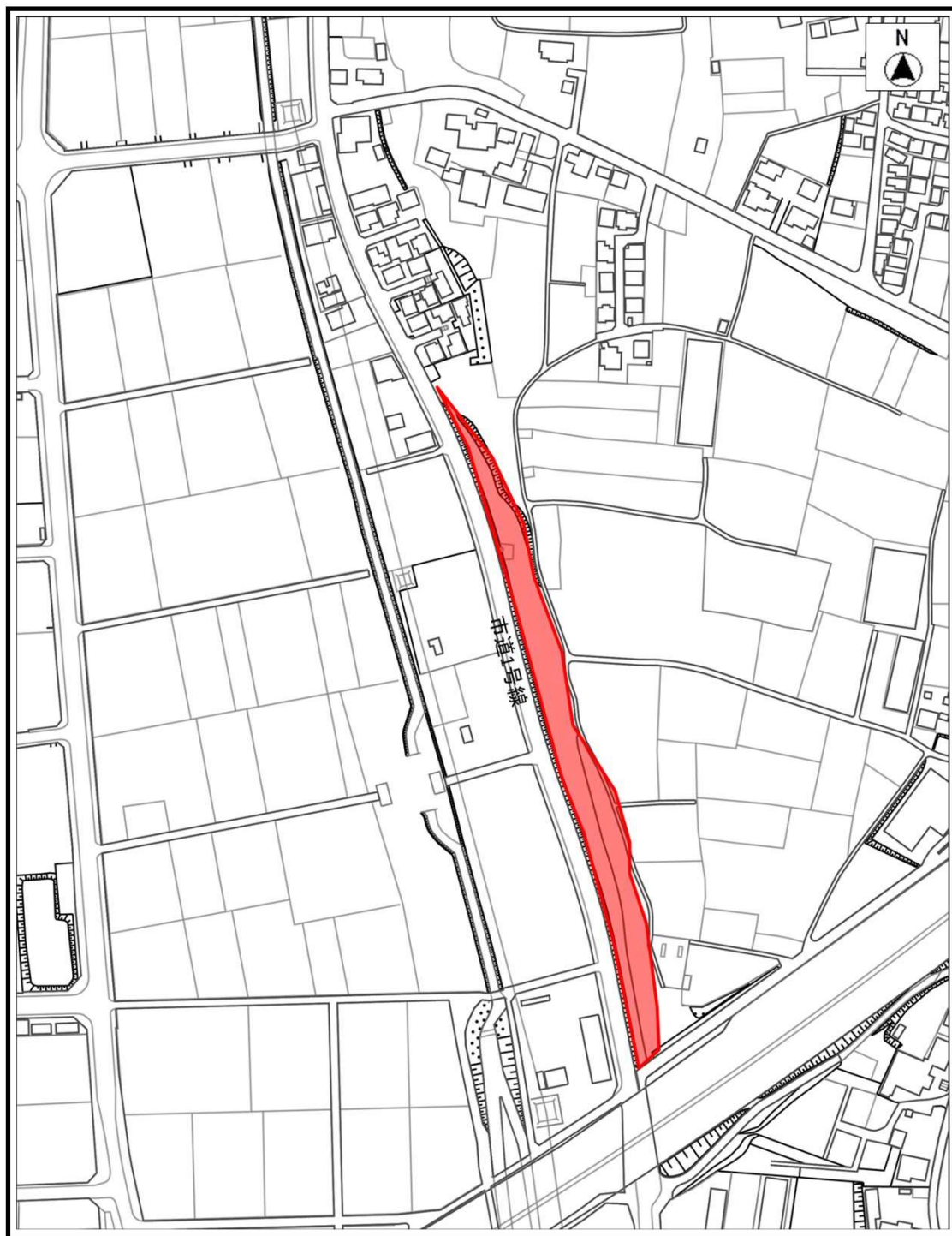
23,100 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

④市道 1 号線脇法面補強工事

22,500 千円

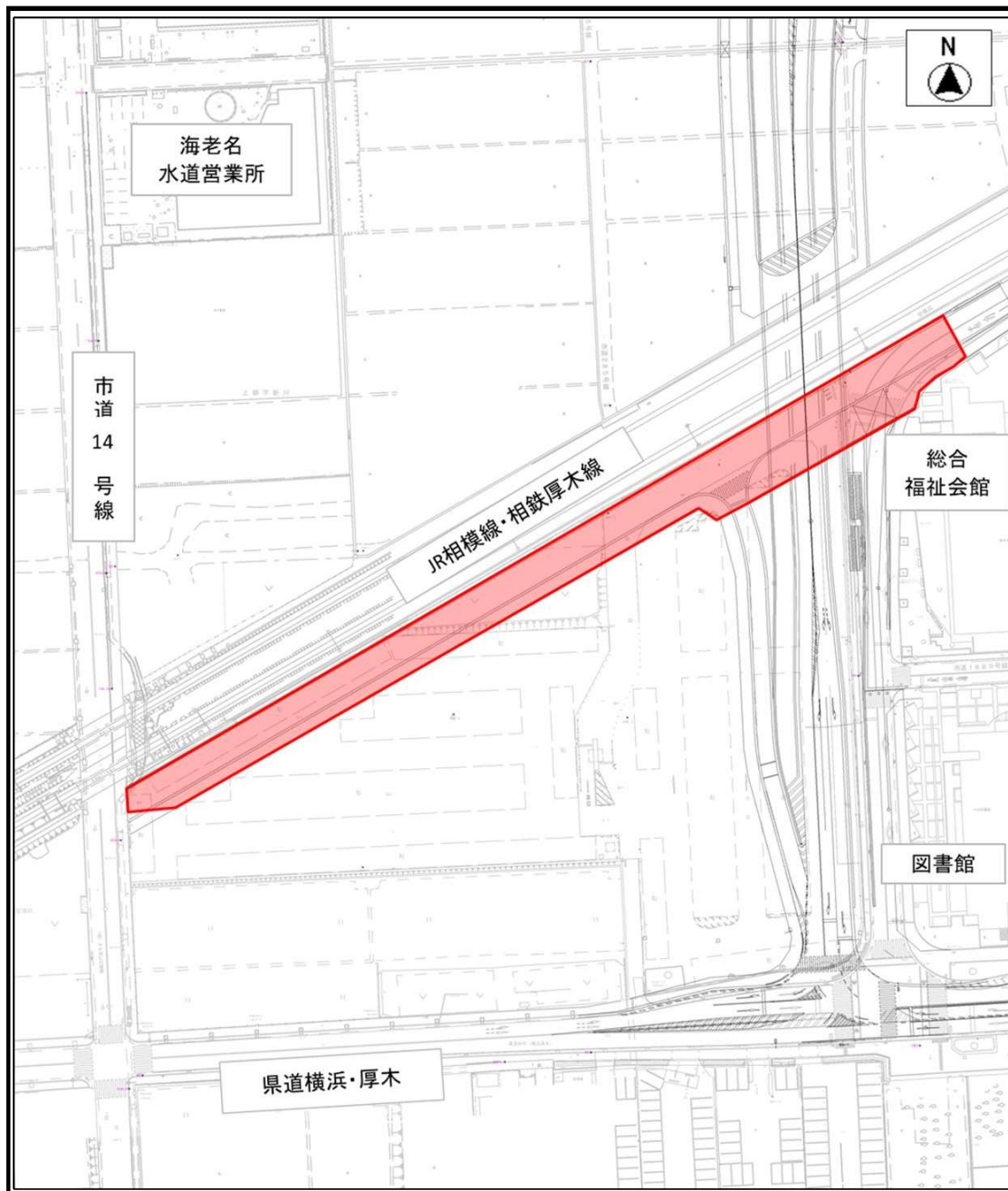
(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため



⑤（仮称）上郷河原口線関連道路新設工事

30,230 千円

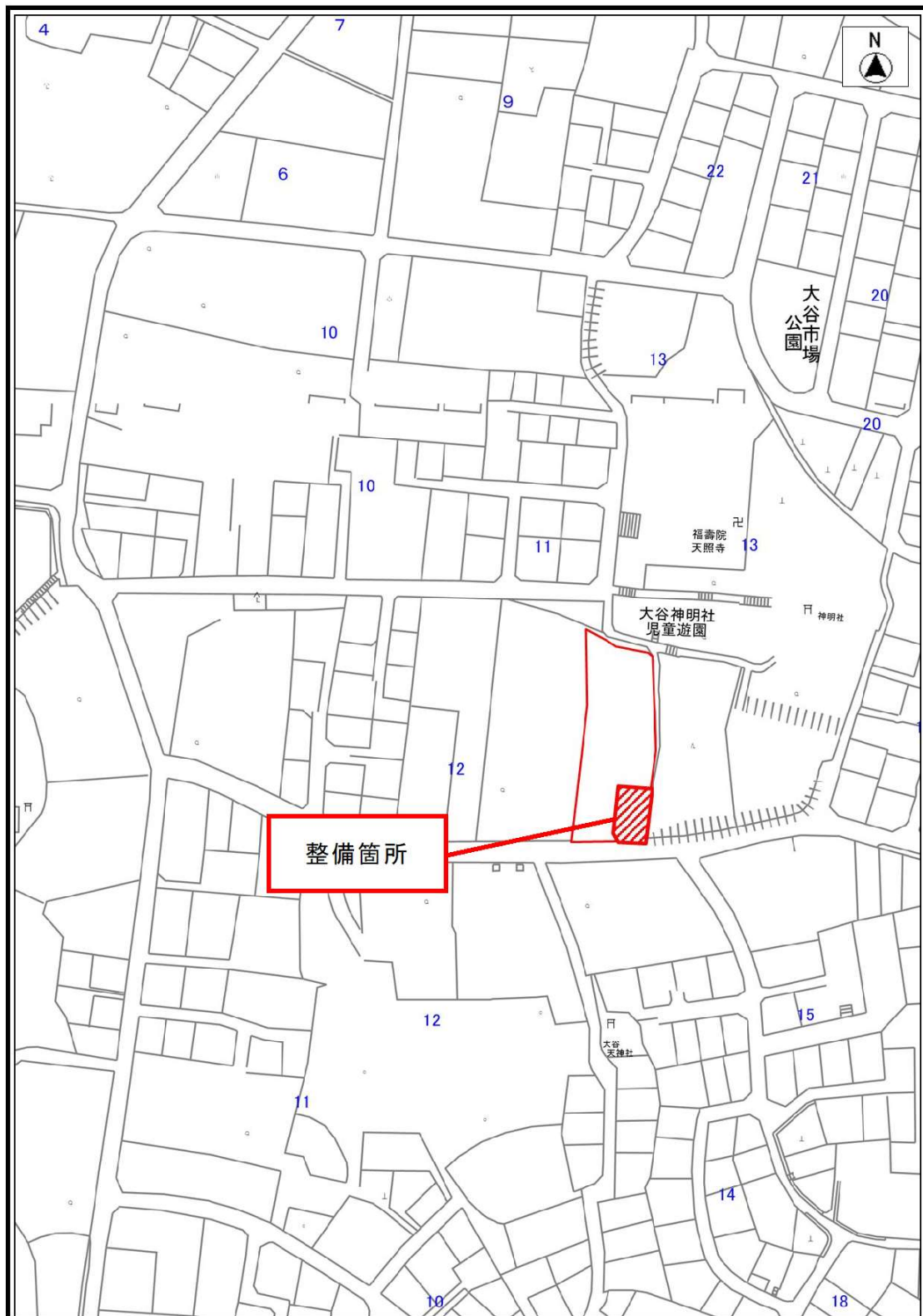
（理由）他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑥大谷北二丁目防火水槽用地舗装及びフェンス設置工事

6,303 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため



3 債務負担行為の補正

(1) 追加

① ローコード・ノーコードツールクラウド利用等

期 間：令和6年度～令和7年度 限度額： 9,840 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

② 参議院議員通常選挙投票所入場整理券作成業務委託

期 間：令和6年度～令和7年度 限度額： 4,575 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

③ (仮称) 障がい者ケアセンター整備工事

期 間：令和6年度～令和8年度 限度額： 1,534,599 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

④ 24時間健康相談ダイヤル業務委託

期 間：令和6年度～令和9年度 限度額： 17,820 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

⑤ 道路植栽維持管理業務委託

期 間：令和6年度～令和7年度 限度額： 48,708 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

⑥ 海老名駅自由通路及び海老名中央公園指定管理料

期 間：令和6年度～令和11年度 限度額： 279,590 千円

(理由) 翌年度以降の5年間の管理運営について協定を締結するため

⑦ 消防指令センター改修工事

期 間：令和6年度～令和7年度 限度額： 26,548 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

(2) 廃止

① 自治体情報システム標準化機器賃貸借

期 間：令和6年度～令和12年度 限度額： 50,315 千円

(理由) 委託予定業者の業務遅延により不測の時間を要し、債務負担行為期間内の執行が見込めないため

(3) 変更

① 自治体情報システム標準化作業委託

期 間：令和6年度～令和7年度 ⇒ 令和6年度

限度額： 1,160,000 千円 ⇒ 9,964 千円

(理由) 委託予定業者の業務遅延により不測の時間を要し、業務の一部について、債務負担行為期間内の執行が見込めないため

4 地方債の補正

(1) 変更

①保育所施設整備事業債 限度額 49,900 千円 ⇒ 119,400 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

②道路橋りょう整備事業債 限度額 916,200 千円 ⇒ 979,500 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

③消防施設整備事業債 限度額 616,300 千円 ⇒ 628,400 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

16 議案第85号 令和6年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第3号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1,926万1千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **121億2,807万7千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,108,816 千円、補正額 **19,261 千円**、補正後 12,128,077 千円

(1) 歳入

- ・一般被保険者国民健康保険税 △ 101,242 千円
- ・一般会計繰入金 102,736 千円
- ・決算に伴う純繰越 17,767 千円

合計 19,261 千円

(2) 歳出

- ・一般管理費 359 千円
- ・賦課徴収費 1,135 千円
- ・特定健康診査等事業費 174 千円
- ・保健衛生費普及事業費 694 千円
- ・疾病予防費 48 千円
- ・財政調整基金積立金 16,709 千円
- ・前年度国庫支出金返還金 142 千円

合計 19,261 千円

2 債務負担行為の補正

(1) 追加

①国民健康保険資格確認書印刷及び封入封緘等業務

期 間：令和6年度～令和7年度 限度額： 5,069 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

17 議案第86号 令和6年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算(第3号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **5億4,707万8千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **100億9,798万円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 9,550,902 千円、**補正額 547,078 千円**、補正後 10,097,980 千円

(1) 歳入

・介護給付費負担金(国庫支出金)	56,034 千円
・介護給付費交付金	75,646 千円
・介護給付費負担金(県支出金)	35,021 千円
・介護保険給付費等準備基金利子	1,777 千円
・一般会計繰入金	35,742 千円
・介護保険給付費等準備基金繰入金	78,452 千円
・決算に伴う純繰越	264,406 千円

合計 547,078 千円

(2) 歳出

・賦課徴収費	721 千円
・介護給付費	280,171 千円
・介護保険給付費等準備基金費	141,986 千円
・国庫支出金等過年度分返還金	68,855 千円
・一般会計繰出金	55,345 千円

合計 547,078 千円

18 議案第87号 令和6年度海老名市後期高齢者医療事業特別 会計補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1, 733万4千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 25億8, 349万3千円とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 2,566,159 千円、補正額 17,334 千円、補正後 2,583,493 千円

（1）歳入

- ・一般会計繰入金 △14,478 千円
- ・決算に伴う純繰越 31,812 千円

合計 17,334 千円

（2）歳出

- ・後期高齢者医療広域連合納付金 △14,478 千円
- ・一般会計繰出金 31,812 千円

合計 17,334 千円